

岩手県告示第356号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和4年岩手県告示第297号）で公示した公共測量を終了した旨奥州市長から次のとおり通知があった。

令和5年7月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 奥州市内
- 2 実施した期間 令和4年4月1日から令和5年3月20日まで
- 3 実施した公共測量の種類 地形情報レベル1000数値地形図作成